

関西圏国家戦略特別区域会議（第38回） ～ 大阪府提出資料 ～

令和 7 年11月17日

大阪府

【これまでの経緯・現状について】

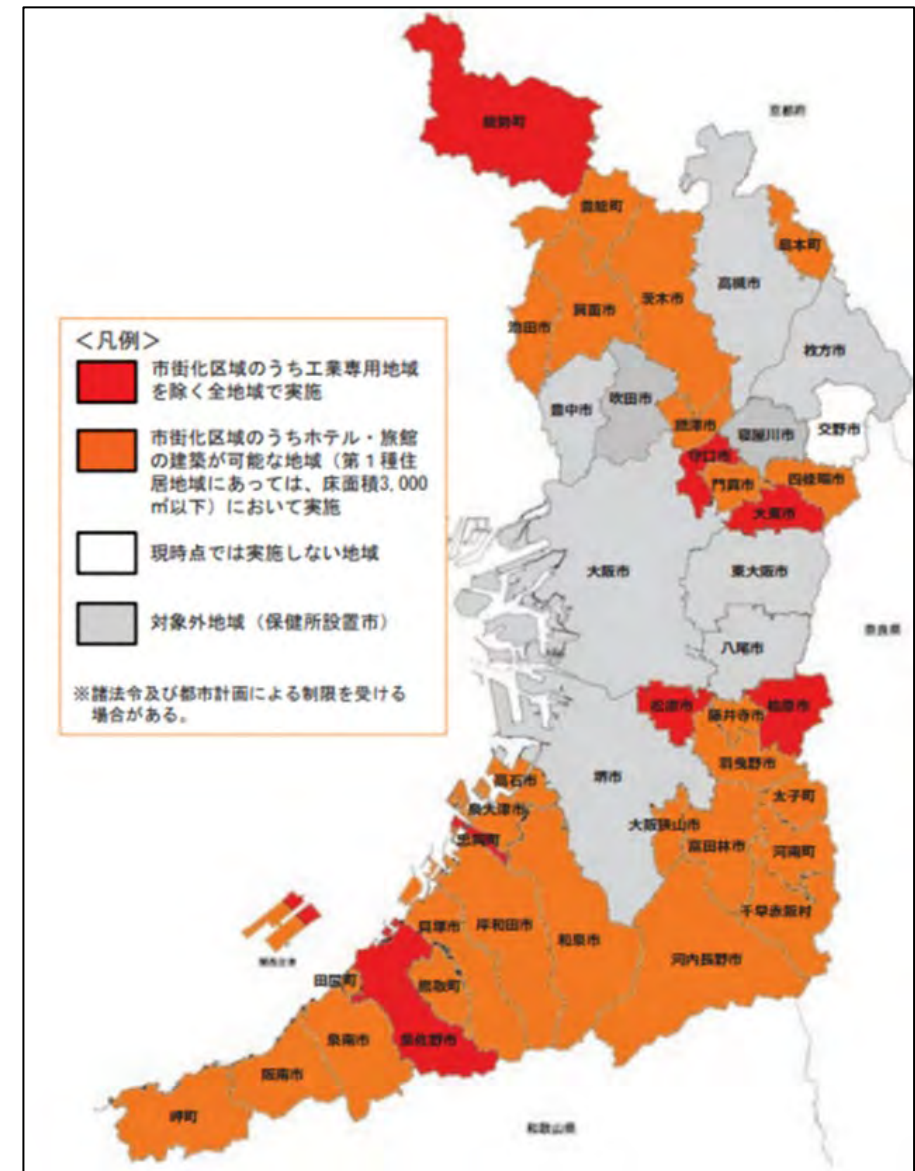
- ・ 平成28年4月 : 急増する海外からの観光・ビジネス客の滞在ニーズの受け皿となることを目的に、事業開始。
- ・ 認定施設の現況 : 42施設69居室（令和7年9月30日時点）
- ・ 平成27年と比べ令和6年では、府域全体の来阪外国人観光客は倍増しているが、客室稼働率は抑えられており、この間のホテル・旅館・簡易宿所の客室数の増加を考慮しても、民泊施設が観光客の宿泊ニーズに応え、一定の役割を果たしてきているものと考えられる。
（来阪外国人観光客数・客室稼働率：H27 716万人・84.8% ➡ R6 1,409万人・75.4%）
- ・ 一方、大阪市では特区民泊施設の大幅な増加に伴い、周辺地域の住民とのトラブルや苦情が増加し、様々な課題が生じているため、特区民泊における課題に対する対応が必要となった。
- ・ こうした住民の生活環境への悪影響の府域への拡大が懸念されることから、市町村の意向を確認した結果、29市町村の全域及び河内長野市の一部地域において、特区民泊を終了したいとの回答が得られた。泉佐野市・貝塚市・羽曳野市は、従来どおり継続する。

【今後の方針】

- ・ 市町村の意向を踏まえ、住民からの苦情や住民の生活環境への悪影響の拡大防止を図るため、次のとおり実施地域を見直す。
- ・ 併せて、処分要領を策定するほか、営業継続する特区民泊への所要の監視指導強化等の検討を進め、適正な特区民泊運営が図られる環境を確保する。

事業を終了する市町村	29市町村の全域及び1市の一部地域で事業を終了	
事業を終了する日	令和8年5月29日（金）（令和8年5月30日（土）以降、申請不可）	
備考	事業終了の際、現に特区民泊認定を受けている者	従来どおり営業可能。 ただし、居室の追加又は床面積の増加に関する変更認定を除く。
	事業終了の日以前に申請し、事業終了の際に、申請に対する処分のないもの	認定を受けた場合、事業終了の際、現に特区民泊認定を受けている者として扱う。

令和8年5月29日までの実施地域



令和8年5月30日以降の実施地域

